

電気通信事故検証会議（第9回）議事要旨

1 日 時：令和5年1月31日（火）15:00～17:00

2 場 所：Web会議

3 出席者（敬称略）

<構成員>

相田座長、内田座長代理、阿部構成員、加藤構成員、黒坂構成員、
妙中構成員、中田構成員、堀越構成員、森井構成員、矢入構成員

<オブザーバ>

田中英二（東日本電信電話（株））、秋山大（西日本電信電話（株））、
竹内宏司（NTTドコモ（株））、築嶋健輔（KDDI（株））、

折原裕哉（ソフトバンク（株））、磯邊直志（楽天モバイル（株））、
金子純二（（一社）電気通信事業者協会）、

向山友也（（一社）テレコムサービス協会）、

福智道一（（一社）日本インターネットプロバイダー協会）

堀内浩規（（一社）日本ケーブルテレビ連盟）

<事務局>

木村 電気通信事業部長、山口 電気通信技術システム課長、

西浦 安全・信頼性対策室長、竹淵 安全・信頼性対策室課長補佐

4 議事

（1）「周知広報・連絡体制WG 取りまとめ」について

西浦安全・信頼性対策室長より、資料9-3に基づき説明が行われた。

(2) 電気通信事故検証会議（構造問題関係）の検討事項等について

西浦安全・信頼性対策室長より、資料9-4に基づき説明が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

【相田座長】

過去の通信事故では、宇宙線の影響によるソフトウェアが事故原因と推測されるが結局究明できずに終わる等、事故の原因が不明なケースも存在する。全ての設備が故障する可能性があることを踏まえ、リスクの洗い出しの義務化を記載していると考えられるが、事業継続計画（BCP）として、原因不明な設備故障等が発生した際に、どのように復旧していくかが一番重要である。その点については現在挙げられている論点でカバーされているとの認識で良いか。

【西浦安全・信頼性対策室長】

論点③「リスク管理」において、リスクの洗い出し項目が不足している場合、不足するリスク認識のフィードバックを実施するという取組によって、カバーできていると考える。

【阿部構成員】

全体的には、PDCAサイクルを実行しようとする流れに見えるが、多くの課題の中で事業継続計画（BCP）においては、当該計画を立てて訓練を実施する流れにはなると思う。全体の中において、PDCAサイクルを実行し、通信の運用管理に関して、当該結果を公表する取組があっても良い。例えば、各社において、様々な目標を達成できたか否かについて、外部監査を受け、当該モニタリング結果を利用者向けに公表する等、透明性が確保されていると利用者としては、各通信事業者の通信の運用に係る信頼性を評価できるため、非常に便利だと考える。

【西浦安全・信頼性対策室長】

御指摘通り、利用者への周知に加え、透明性の確保も必要であるため、課題

設定として、透明性の確保も考慮できる。モニタリング等を踏まえ、透明性の確保の仕方に関しては、事業者の意見も伺いつつ議論を深めていきたい。

【中田構成員】

論点②「外部モニタリング」において、「リスクの洗い出し項目についても行政等がモニタリングを行い」との記載があるが、洗い出されたリスク項目だけでなく、その後のリスクに対する対応措置の形骸化が非常に懸念される。論点③「リスク管理」に記載されているように、その後の対処についても外部モニタリングする方が形骸化は防げると考えており、当該実施内容がここに記載されても良いと考える。

【西浦安全・信頼性対策室長】

御指摘を踏まえ、論点②にモニタリング後の対処についても追記する形で事業者と調整したい。

【堀越構成員】

23ページ「(参考)外部モニタリングに係る事業者調査の結果等」において、7割近い事業者が外部監査を実施していないという回答となっている。一方で、小規模なASP（アプリケーションサービスプロバイダ）やCATV（ケーブルテレビ）事業者等が外部監査を実施していない事業者に含まれると推測しているため、契約者の規模等とのクロス集計結果と、クロス集計結果を踏まえた傾向等について、可能な範囲でご教示いただきたい。外部モニタリングに係る規定の優先順位付けの判断材料にしたいと考える。また、関連として、内部監査においても、設備を扱う技術運用部門が主体の監査と、技術運用部門以外の社内組織主体の内部監査が存在すると思う。実情として、技術運用部門主体の監査の場合は見落としが多く、社内別組織主体の監査の方が内部監査についても効果が高いと考えられるため、このような視点についてもご意見させていただいた。

【西浦安全・信頼性対策室長】

外部監査を実施していない事業者が7割近くとなっているのは、御指摘通り、ネットワーク回線設備を有する事業者450社には、指定公共機関のような大規模事業者だけでなく、地方ケーブルテレビ会社のような小規模事業者も含まれ、そのような事業者の場合、外部監査まで手が回らない現状があると考えられる。クロス集計結果のデータについては、可能な範囲で提示する。また、監査の観点に関して、具体的な点検の内容としては、論点①「ガバナンスの強化」で記載した管理規程の遵守状況や、ヒト・モノ・カネといった組織の管理上十分か否か等が挙げられる。そして、点検手法には、経営層が実施主体の点検に加え、内部監査や外部監査も含まれると当省では想定している。制度上、義務化ではないものの、今回義務化する論点①「ガバナンスの強化」、論点②「外部モニタリング」を踏まえつつ、外部モニタリングの一要素として、事業者が自主的に内部監査もしくは外部監査等を実施する際には、通信の信頼性の確保に関する対策の実施状況を事業者に点検させる形で整理したい。

【相田座長】

外部モニタリングの実施主体について、金融、電気、ガス等他分野の他分野では、外部監査の実績が蓄積されており、外部の監査法人等、適切な助言ができる機関も既に存在していると考ええる。新たに通信事業において外部モニタリングの制度を導入し、通信事業者の間で、ネットワーク構成等、守秘義務に触れない範囲において、他事業者が有するノウハウを伝えるのは難しい側面もあるが、当面は総務省にて役割を担い、後々外部団体にて当該役割を担えるようにするのか、その点のお考えをお聞きしたい。

【西浦安全・信頼性対策室長】

当面は、影響の大きさも考慮し、指定公共機関に対象を限定し、政府によるモニタリングを想定している。ただ、今後の環境変化も踏まえ、対象者も指定公共機関のみならず、様々な事業者に拡大する流れになると想定されるため、将来的には、環境に応じて、モニタリング対象の拡大も検討する必要があると考える。その場合、当省の人的リソースにも限界があるため、外部の監査法人もしくは外郭団体等の活用も視野に入れつつ検討することになると考える。

【中田構成員】

25ページ論点③「リスク管理」における、「ご議論頂きたい事項」1点目、コアネットワーク設備のリスク洗い出しについてだが、特に指定事業者の場合は、コアネットワークも膨大な数に及ぶ。例えば、伝送系だけでなく、仮想化基盤も1つのシステムとして、コアネットワークに含まれると思うが、リスク管理を義務化するコアネットワークの対象と周期についてご意見を伺いたい。

【西浦安全・信頼性対策室長】

現在の事故状況に鑑みて、リスク評価は事業者自身で毎年実施していただくことを想定している。外部のモニタリングに関しては、コアネットワーク設備は多く存在しているため、毎年行うのは現実的ではないと考えている。そのため、事業者で対象とするコアネットワークを毎年定め、数年を通じて網羅的にコアネットワークのリスクの洗い出し等のリスク管理を行うことが現実的であると考える。

【矢入構成員】

顧客を多く抱える大規模事業者においては、様々な外部監査も既に実施していると想定している。様々な通信トラブル発生を踏まえ、見直しや訓練をよく実施している事業者を対象として、厳しい実施項目を制度化し、モニタリングを行い、その後に様々な規模の事業者に展開するのは成り立つのか懸念している。教育現場での比喻を用いて申し訳ないが、優等生の勉強方法やレポートや答案を公開して、全体の底上げを図ろうという話と似たように見え、教員としては破綻しそうに思えてしまう。今回、事業者アンケートも実施されていると思うが、潜在的リスクの高い事業者を洗い出して、そのような事業者に集中してモニタリングを行う手法も良いのではないだろうか。今回の方法の場合、イノベーションを実施している事業者に厳しい事項を課すと、トラブルを起こさない、つまり新たな技術を導入しない方向性に繋がっていく可能性を、非常に懸念している。

【西浦安全・信頼性対策室長】

実際、今年重大な事故が発生した事業者は、今回、対象である指定公共機関が非常に多くなっている。一般的に、指定公共機関のような事業者に関しては安全対策もしっかり実施している前提で多くのユーザーは想定していると思うが、現実的には重大事故が発生しており、そのような状況も踏まえると、事業者主体のガバナンスを効かせた取組とともに、ガバナンスを補完する観点から、他分野でも既に導入されている外部モニタリングを実施する方向性を考えていくことが一つあり得る。もう一点として、費用と効果のバランスを含め総合的に考慮の上、事業者自身で点検を行うと記載しているが、安全対策に偏重した対策の実施を示しているのではなく、洗い出されたリスクと、洗い出されたリスクに対するの対応措置と、当該対応措置を踏まえた利用者への影響の度合いや、復旧時間の見通し等があり得るのかを踏まえて、事業者として、当該措置を実施するのか、それとも発生するリスク等も考慮すると、現状やむを得ないという判断を下すのか、そのような費用対効果のバランス等の総合的判断があり得ると考える。但し、現状は費用対効果に係る経営層による判断が十分ではなく、設備担当者にて判断しているのが現状であり、実際事故が発生してから、再発防止策で対処する事態が発生していると考えられる。そのため、事故が発生してから後手で対処するのではなく、事業者自らとして未然の防止が図れるような取組として、リスクの洗い出しを行い、当該洗い出しが十分か否かPDCAサイクルを回し、当該取組の点検及び強化をして、実施すべき点は経営層が適切に判断をして実施を促していくということが必要となる場合、現状の事故や事故を起こしている事業者の社会的影響を考慮すると、指定公共機関を対象としたモニタリングについては社会的必要性が高いと考えている。

【相田座長】

矢入構成員の質問にあった、厳しい事項を課すことで新技術の導入に後ろ向きになるのではという点に関する事業者の感触は何かあるか。

【西浦安全・信頼性対策室長】

案については事前に事業者とも意見調整を行っている。ガバナンスの強化や

モニタリングに関しては、ガバナンスの強化において総務省による外部モニタリングが入ることで、効果を出すことへのプレッシャーがかかるという指摘が一部あったため、費用と効果のバランスも総合的に考慮の上でと文言を追記し、事業者に理解いただいている。

【阿部構成員】

リスクの洗い出しと管理について、基本的には、各業者が自社設備のリスク洗い出しと管理を実施することになると思うが、冗長化ができていないか否かの確認等は必須と想定しており、各業者独自で洗い出しを行っても良いが、最低限統一的に含めてほしい項目について、リスト化をし、公表した上で依頼するつもりなのか、お考えを伺いたい。

【西浦安全・信頼性対策室長】

御指摘の点は設備ベースのモニタリングかと思うが、こちらに関しては、基本的には外部モニタリングの際に事前に質問項目等を提示し、モニタリングする形になると思う。具体的なチェック項目まで提示してしまうと、金融モニタリングのケースでは、チェック項目の検査になっているという批判を受けていた。どこまでフォーマット化するのが適正か否かについては、電気通信事業の変化の激しさもあるため、事前に事業者には質問し、できるだけチェック項目のリスト化のようなものを毎年作成する形でモニタリングすると想定している。

【阿部構成員】

チェック項目に含める場合、リスクの洗い出しに当該項目がないと実施できないため、事業者にリスクの洗い出しを求めるのであれば、最低限含めてほしい項目を提示する形で進める必要があると感じた。全体的な流れは理解したが、個別に進めていくと、各社ばらつきが出てくると思うので、モニタリングの際に公平にチェックできるか否か不安を感じた。

【黒坂構成員】

今回のガバナンスの強化や外部モニタリングについて、事業者の経営に踏み

込むアプローチになると理解した。その点、基本的な趣旨については賛成しているが、適正、適法に機能するためにも、経営に踏み込むこととなるため、根拠法が明確になっているのか伺いたい。もし、何らか制度的な手当が必要となる場合、例えば省令、施行規則の改正や、場合によっては立法が必要となる場合、これだけ重大事故が続発していることは、ある意味、立法事実ができ始めていると思う。そのため、明確に法律面で手当をしながら、権限を持って取り組んでモニタリング行い、ガバナンスの検討を進める点について制度整備を進めていただきたい。法律面での手当をまず明確にさせていただき、その後、詳細化する中で制度整備を進めていただきたい。また、詳細化する中でこのような検討の機会を頂きたい。

【西浦安全・信頼性対策室長】

今回の論点に関しては、広く省令や告示等法令改正が必要になるとも考えており、次回の報告書では、もう少し具体的に記載したい。モニタリングに関しては、金融庁や国交省等も、一般的に業法における報告徴求の条文、すなわち、報告を求める等の条項や立入検査の条項に基づいてモニタリングを実施している現状があるため、同様に、そのような報告徴求や立入検査の条項に基づいてモニタリングをする形で整理ができると考えている。報告書では、どのような条文、告示や省令の改正が必要となるかについても記載し、議論いただく形で考えている。

【森井構成員】

論点④は冗長設備への切替え不能時の対処となっているが、昨今の大規模事故に関しては、冗長設備への切替えの不具合が原因となっている事故が多い。28ページの（参考）冗長設備への切替え不能時対応に関する事業者調査の結果において、回答1の予備系に切り替わらない場合のリスク評価を実施しているかが27%程度であり、つまり、70%近くがリスクを考慮していないという調査結果となっている。これまでに情報共有をしているはずだが、予備系に切り替わらない場合のリスク評価を考慮していない理由は、回答2、3、4、5にもある通り、社内規程で用途的に切替えを定める、強制的に切り替えを行

う仕様を策定しているのが理由かもしれないが、3割しかリスク評価を行わない根本的な理由は、他の回答にもあるような単純な理由だけで7割ぐらいがリスク評価してないという理解で良いのか。

【西浦安全・信頼性対策室長】

当該リスク評価を実施していない理由までは調査できなかったため、詳細がわからない箇所もあるが、今回回答している事業者は回線設備のネットワークの設備を有する事業者は全て対象としているため、大規模事業者から数百人程度を対象とする小さなケーブルテレビ会社等の小規模事業者も対象に含まれている。そのような小規模な事業者の場合、社員数にも限りがあるため、当該リスク評価まで手が回らない現状もあると考えている。一方で、確実かつ安定的なサービスを提供する上では、回答1の予備系に切り替わらない場合のリスク評価はする必要があると考えているため、今回義務化する形で、残りの7割の方々にも対処していただく形で整理ができればと考えている。

【相田座長】

論点⑤「著しい高負荷時の動作検証」について、平常時負荷の何％といった記載となるのか。従来事例でも、著しい高負荷が発生する原因は、トラブル発生による再接続、リトライが発生して、負荷が膨大するケースが多いが、どれだけ膨れ上がるかについては、他部分の構成、あるいはタイムアウト時間等のパラメータ設定による影響が大きいと思うので、一律何％という値は設定しにくいと考える。

【西浦安全・信頼性対策室長】

最初は数字も入れる形での整理を考えていたが、数字ではなく、少なくとも諸元値以上の負荷をかけて、想定した動作を行うか否か検証を行う形の方が適切という、意見が多く事業者から挙がったため、数字ではなく、諸元値以上の負荷をかけて想定した動作を行うか否かで検証を求める形で整理したいと考えている。

【相田座長】

どこまで最低限要求するかとなると思うが、ラボ等で設備に障害が発生した場合に、どの程度の再接続等が発生するか検証し、当該負荷に耐えられるようにするのか、負荷の制限をかける場合であれば、かけられている負荷の制限の範囲内で問題なく動作するかが望ましい形だと思った。

【矢入構成員】

事故検証会議開始時より、論点⑨の利用者への周知広報が重要とされてきた。基本的に事故発生は仕方ないが、利用者への周知広報を手厚くする方向で、毎回事故発生時にどのように周知広報がなされたかを検証し、利用者への周知広報を制度化し、強化するのは妥当で良い案だと思う。そして今回、この点についてワーキンググループを別に立てて検討したことは評価できる。しかし論点⑨以外の他の論点の制度化に関しては、会議自体の方針転換になっているように見える。今までは、発生した事例を報告し、情報を共有するのが趣旨だった。論点⑨以外の制度化に関してはかなり慎重に行うのが良いと思う。事故検証会議の立ち上げ時の背景には、当時事故が多発してことがあると聞いたが、その後沈静化し、会議開催の対象となる大事故が少なかった時期があった。現在、急速に通信事故が増加している背景には、5Gサービスの導入と拡大という無線側の変化だけではなく、バックボーンの有線側ネットワークのアーキテクチャの大々的な変更が事業者の高負荷になっている等の技術の大きな転換期にあるという影響も十分に考えられ、今後、技術の導入が一段落すると、事故の多発自体が止む可能性もあると思う。そのため、今年度メインキャリアが大事故が発生している状況だけを見て、モニタリング等の制度化を急ぐのは、事業者の負担が増え現場の技術者が疲弊するなどのネガティブな影響も否定できない。通信事故を起こさないようにするために制度を非常に厳しい内容にするのは、メリットだけではなくリスクも大きい。今回まとめられた論点は、今後、事故検証会議をどのような方針で運営していくのかも含めて、分岐点となる可能性がある。少なくとも日本の通信業界にとって、先端技術の導入や開発などのイノベーションを後押しすることはあっても阻害することにならないかどうかを、慎重に議論したほうが良いと感じた。

【西浦安全・信頼性対策室長】

電気通信事業の重要性が変化していると感じる。デジタル社会の進展等も含めて、様々なものの基盤として、携帯電話のネットワークや、光ファイバーのネットワークも、生活のインフラとなってきた。様々な面で通信のネットワークに依存する社会になってきており、事故が発生した際の影響も非常に大きくなっているため、夏に発生した大規模な事故に関しては、2日半におよぶ通信障害となり、様々な分野、業界に非常に大きな影響が出てしまったと思う。当該事態を政府として放置し、対策を講じない訳にはいかず、このようなデジタル社会を踏まえ、日本として求めるべき、利用者が信頼して利用できるようなネットワークを検討していく必要があると考える。従来は各社の自主性を尊重しており、管理規程は基本的に、各々の設備が満たさないといけない基準が規定されており、政府として定めているのは項目だけで、その項目に則りどのようなルールを策定するかは事業者自身が決めて、それに則り対応すれば良いだけだった。しかし、それが上手く機能していない側面も出てきており、特に、指定公共機関においては、かなり事故が多発していた実情があった。各々の会社の責任、影響の大きさも考慮し、また、デジタル社会において通信ネットワークの重要性が高まっている点も総合的に考慮すると、全て対処すべきという訳ではないが、自らガバナンスを効かせて、経営層が責任を持ちつつ、判断いただくべき取組と、そのガバナンスを補完する観点からの外部モニタリングみたいな形で行うのが良い。そして、外部モニタリングについてもミクロとマクロがあり、マクロ的には、ガバナンスのモニタリングの検討を行うこともあれば、設備ベースで不足するリスク認識を補いながら、事業者全体としてのリスク認識を高めて、事故の未然防止につなげ、ひいては安心してネットワークが使用でき、将来のデジタル社会の基盤としても信頼できる基盤になっていくと考えている。否定的な意見も一部あるかもしれないが、総合的に考慮すると、避けては通れない過程で、安全、信頼できるネットワークを求めていく必要があると考えるため、このような方向性で議論を深めていきたい。

【矢入構成員】

通信の重要性が高まったため、運輸と同様の考え方で、振替輸送を例として、

他のネットワークにサービスを切り替えられるような仕組みの導入の声が根強くネットでは見受けられているが、広く一般国民の方々の意識も調査したほうが良いと思う。そのような点について議論に入れていく予定は今後あるのか。

【西浦安全・信頼性対策室長】

ローミングの話となるが、事業者間ローミングについては別の会議体で検討しており、大きな方向性も出された。別の論点ではあるが、事業者間ローミングについても重要な取組と考えているため、並行して議論を深めていきたい。

【矢入構成員】

通信事故の資料等に関しては、今年大規模事故が多発したため、拝見している方も多いと伺っているため、通信ローミングについて会議で議論している点についても記載すると良い。

【西浦安全・信頼性対策室長】

次回報告書にて議論いただければと考えるので、ローミングの状況等も追記したいと思う。

【相田座長】

今回の検討については、総務省として、今までの技術基準等々を強化したい時期に当たって、これまで事故に携わってきた専門家として、電気通信事故検証会議に意見を求められているということであり、この制度が変更となった後における、電気通信事故検証会議の位置づけとは別問題と考える。この制度が導入されたとしても、電気通信事故検証会議としては従来スタンスで事故の検証を行い、事故検証会議としてこのような制度の導入を決定する等、そのような性格の会議体ではないと考えている。

【内田構成員】

本日の議論において、9つの論点があるが、いずれの論点も重要と考えており、大きな方向性について異議はない。これまで検証会議では、個別の事故に

係る検証や、年度末に取りまとめを実施してきたが、一度全体を俯瞰して、構造問題を洗い出そうとした取組は意義深いと考えている。その一方で、これまで検証会議等において様々に議論した中で、本日の資料にあるような事柄は、ある意味で既知の理想論であり、既に分かり切っていた点だと思う。その上で、現行制度を見直すということだが、見直しにより、このような構造問題が解消する見通しが本当にあるのか。このような構造問題について、分かっていたが解決できなかった点に問題があると思っており、その場合、いくら制度を見直しても解決することはなく、むしろ通常時におけるネットワーク運用に係る労力やコスト等が、このような対策に対して割かれてしまうことで本末転倒となる負の側面はないのかが気がかりである。この点、事務局の考えや事業者の受け止めをお聞きしたい。構造問題が生じる根本問題について、制度の見直しという方向は大事だが、それに加えて、事業者の様々な事情に合わせたサポートも必要になると思った次第である。

【西浦安全・信頼性対策室長】

例えば、ある事故においては、メモリーの枯渇により、当該設備が再起動し、その再起動によって障害が波及して重大な事故に至ったケースがあった。そのような事故に対しても、他社にヒアリングを行ったが、メモリーが枯渇するような状態になるとアラートが鳴るように対応済みという事業者もいて、ある事業者にとって未知であったリスクが他事業者では既知のリスクとして対応済みであったということである。また、ある事業者においては、保守網のノード数、接続数、その設備で、保守網の中で幾つの設備まで接続できるかという数の上限について十分にメーカーと確認を取れてなかったため、ノード数を超えて重大な事故に至ったケースもあったが、そのような保守網のノード数についても、他事業者においては既にリスクとして認識、対応済みということもあった。このような設備ベースのモニタリングを統一的な視点で政府等が実施し、不足するリスク認識をフィードバックすることで、事故の未然防止を図ることに一定程度効果がある取組もでき得ると考えており、そのような形で事業者にも事前説明をしており、外部モニタリングの部分については、特に反対する意見はなかった。また、否定的な意見は特になかったため、事業者にも理解いただきな

がら、事業者にも有意義な形で、モニタリングも実行していきたい。

【阿部構成員】

今回の議論に関しては、会議の結論によって法令改正等方向性が結論づけられるのではなく、どのように解決してゆくか、事故検証会議での意見を取りまとめて、出す方向と理解したが問題ないか。

【西浦安全・信頼性対策室長】

事故の構造問題という形で、これまで個別の事故検証については先生方が行っており、共通的な観点からも、御知見を踏まえて、どのような問題が存在しているのか、当該問題を踏まえ対応の仕方について議論をいただきたいと考えている。会議にて頂く御意見等を整理して、報告書形式にした上で、方向性に係る御意見をいただき、当該御意見を踏まえて、総務省として制度の見直し等を検討していくという形で整理ができればと考えている。

【阿部構成員】

今回出ている提案に関しては、個人的には、PDCAサイクルが基本的な活動になると思うので良い。但し、モニタリングに関しては、事業者とも様々な状況を確認しながら検討を進めたほうが良いので、その点も含めて、大枠は良いと思う。また、各事業者の取組に係る外部モニタリングの結果については、公表を実施する等、透明性を図る仕組みもとり入れたほうが良いと思うので、御検討いただきたい。

【堀越構成員】

論点①から⑨まで、粒度に差はあるが、事故を減らすために規定を追加する方向性については、総論賛成している。矢入先生御指摘のような懸念も確かにあるが、個人的には、通信は社会インフラ化しているため、やむを得ず求められる対応だと考える。一方で、今回提示されている内容を真面目に対応すると、間違いなく、ヒト、モノ、カネの負担が事業者にかかってくるため、通信サービスが大幅値上げになる懸念もあるが、16ページの記載上では、事業者の経

営層に判断を委ねる落としどころになっている。事業者の立場で考慮すると、真面目にヒト、モノ、カネをかけたが、サービスの値上げも難しく、悩ましい状況に陥る懸念を感じている。事業者の経営に踏み込むのは、総務省としても難しい点があるのは重々承知だが、総務省側も、競争政策ともリンクして、ある程度方向性のグランドデザインを示す必要もあると思う。少なくとも競争環境を含めてPDCAサイクルを回すために、新たな規定の追加でどの程度事故が統計的に減少するか、それに加えて、事業者の運用部門等に、この規定の対応のために生じている工数等、事後の検証も必要だと感じた。

【西浦安全・信頼性対策室長】

ごもっともなご指摘であるため、そのような事後検証についても取り組んでいくような形で対応していきたい。

【黒坂構成員】

提示しているモニタリングというのは、難しい業務であると思う。技術的な理解も必要であり、今般発生している事故が、いわゆる伝統的な電気通信分野だけではないのは、既に前回のマイクロソフトの事例が示しており、電気通信分野の事故だとしても、かなり専門性や複雑性が増している分野だと思う。加えて、経営層に対するモニタリングであるため、単に技術的理解だけではなく、経営に関する理解も当然必要となる意味では、モニタリングに係る具体的な手段自体について、例えば、モニタリングすべき項目や、負荷が大きい調査観点や、実効性が高い調査観点等について有識者による検証をしていただくのも良い。また、テクノロジーの進化に依存するため、短いサイクルで変化していく。そのため、モニタリング自体は、総論としては進めるべきだと思うが、当該手法についても定期的に検証いただくことが期待されるのではないかと。参考だが、消費者行政においてモニタリングしており、当然、アンケート調査ベース、覆面調査等、様々手段を変更したり、新たに追加したりしながら実施しているが、設問項目、考え方、分析手法等、要所で見直ししながら進めているため、本会議でもモニタリングの在り方自体について定期的に見直す等、御一考いただきたい。

【西浦安全・信頼性対策室長】

電気通信分野は変化が非常に激しい分野で環境変化も非常に激しい側面もあるため、点検も固定された形式で行うよりも、柔軟に環境変化に応じて対応し、3年や5年ぐらいの短期の基本方針を定めて実施する形で行い、手法についても、計画を毎年策定し、モニタリングの項目等、毎年、適切なモニタリングの仕方もレビューをしながら追求していきたいと考えている。

以上